特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
7	軽自動車税の賦課に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
昭島市は、軽自動車税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
昭島市長

公表日
令和5年9月8日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税の賦課に関する事務
②事務の概要	1. 地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき、賦課期日（4月1日）現在に、昭島市内を主たる定置場とする軽自動車等の所有者等に対して、軽自動車税の賦課事務を行う。 2. 特定個人情報ファイルは、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 ①軽自動車税の課税標準の決定及び更正、税額の決定及び更正、賦課決定通知書の送達並びに納税の告知 ②税務調査の実施 ③軽自動車税の減免（障害者減免等）
③システムの名称	1. 軽自動車税システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
軽自動車税賦課情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第1の16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報照会の根拠） 番号法第19条第8号及び別表第2の27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府、総務省令第7号）　第20条 （情報提供の根拠） なし	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部課税課
②所属長の役職名	課税課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号196-8511　東京都昭島市田中町1丁目17番1号 東京都昭島市役所市民部課税課 電話番号042-544-5111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号196-8511　東京都昭島市田中町1丁目17番1号 東京都昭島市役所市民部課税課 電話番号042-544-5111

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月24日	Ⅰ－５－②所属長	課税課長　池谷　啓史	課税課長　滝瀬　泉之	事前	
平成30年4月1日	Ⅰ－５－②所属長	課税課長　滝瀬　泉之	課税課長　峰岸　和夫	事後	
令和1年6月28日	Ⅰ－４－②所属長	番号法第19条第7号及び別表第2の27の項	（情報照会の根拠） 番号法第19条第7号及び別表第2の27の項 （情報提供の根拠） なし	事後	
令和1年6月28日	Ⅰ－５－②所属長	課税課長　峰岸　和夫	課税課長	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ－１　いつの時点計数か	平成27年2月6日時点	平成31年1月31日時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ－２　いつの時点計数か	平成27年2月6日時点	平成31年1月31日時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ　リスク対策	－	様式変更に伴い、「1．提出する特定個人情報保護評価書の種類」から「9．従業者に対する教育・啓発」までを追加	事後	
令和3年2月17日	Ⅰ－１－②事業の概要	①軽自動車税の課税標準の決定又は更正、税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、納税の告知その他の賦課事務、調査事務 ②軽自動車税の減免（障害者減免等）	①軽自動車税の課税標準の決定及び更正、税額の決定及び更正、賦課決定通知書の送達並びに納税の告知 ②税務調査の実施 ③軽自動車税の減免（障害者減免等）	事後	
令和3年2月17日	Ⅰ－3法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第1の16の項	1．番号法第9条第1項及び別表第1の16の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第16条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月17日	Ⅰ－４－②法令上の根拠	（情報照会の根拠） 番号法第19条第７号及び別表第２の27の項	（情報照会の根拠） 番号法第19条第７号及び別表第２の27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府、総務省令第７号） 第20条	事後	
令和3年2月17日	Ⅱ－１ いつの時点計数か	平成31年1月31日時点	令和3年1月31日時点	事後	
令和3年2月17日	Ⅱ－２ いつの時点計数か	平成31年1月31日時点	令和3年1月31日時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅰ－４－②法令上の根拠	（情報照会の根拠） 番号法第19条第７号及び別表第２の27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府、総務省令第７号） 第20条	（情報照会の根拠） 番号法第19条第８号及び別表第２の27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府、総務省令第７号） 第20条	事前	
令和3年9月1日	Ⅱ－１ いつの時点計数か	令和3年1月31日時点	令和3年9月1日時点	事前	
令和3年9月1日	Ⅱ－２ いつの時点計数か	令和3年1月31日時点	令和3年9月1日時点	事前	
令和5年9月8日	Ⅱ－１ いつの時点計数か	令和3年9月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	
令和5年9月8日	Ⅱ－２ いつの時点計数か	令和3年9月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	